厚生年金保険・国民年金事業の概況 (平成 30 年 8 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

○ 平成30年8月末の国民年金と厚生年金保険(第1号)の被保険者数は、6,299万人であり、前年同月に比べて、5万人(0.1%)増加している。

	13.1		かくわし						
	事業所数 被保険者数(人)								
		総数	男子	女子	の平均 (円)				
厚生年金保険(第1号)	2, 277, 817	39, 866, 895	24, 777, 809	15, 089, 086	309, 158				
船員以外	2, 273, 484	39, 813, 418	24, 724, 332	15, 089, 086	309, 036				
一般男子	•	24, 723, 772	24, 723, 772	•	351,036				
女子	•	15, 089, 086	•	15, 089, 086	240, 215				
坑内員	•	560	560	•	347, 536				
(再掲) 短時間労働者	34, 050	412, 893	119, 720	293, 173	141, 953				
船員	4, 333	53, 477	53, 477	•	400, 467				
国民年金	•	23, 126, 157	7, 640, 576	15, 485, 581					
第1号		14, 334, 980	7, 460, 813	6, 874, 167					
任意加入	•	191, 413	68, 465	122, 948	•				
第3号	•	8, 599, 764	111, 298	8, 488, 466					
合計		62, 993, 052	32, 418, 385	30, 574, 667					
〉 原生尺人用於(株1日) の無用於水のこと 「片中日7×8が早に人日日フトフム)と									

表 1 制度別適用状況

(2) 給付状況

- 平成30年8月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者数(同一の年金種別を除く延人数)は、4,490万人であり、前年同月に比べて、65万人(1.5%)増加している。
 - 注. 厚生年金保険(第1号)の受給(権)者とは、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる 厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、 障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共 済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表 2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢	給付	障害年金	遺族給付	
		老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号) 計	35, 225, 102	15, 310, 222	13, 973, 275	430, 900	5, 486, 784	23, 921
旧共済組合を除く	34, 818, 991	15, 067, 678	13, 900, 273	427, 887	5, 399, 832	23, 321
旧法	1, 120, 249	412, 330	324, 075	35, 438	325, 574	22, 832
新 法	33, 674, 454	14, 646, 010	13, 574, 733	391, 316	5, 062, 395	•
(再掲) 基礎あり	25, 144, 978	13, 194, 694	11, 617, 416	265, 910	66, 958	•
基礎または定額あり	25, 276, 599	13, 387, 970	11, 888, 629	•	•	•
基礎繰上げあり	1, 947, 557	544, 382	1, 403, 175	•	•	•
基礎繰上げなし	23, 329, 042	12, 843, 588	10, 485, 454	•	•	•
基礎及び定額なし	2, 944, 144	1, 258, 040	1, 686, 104			•
船員保険(旧法)	24, 288	9, 338	1, 465	1, 133	11,863	489
旧共済組合 計	406, 111	242, 544	73, 002	3, 013	86, 952	600
旧法	121, 884	90, 421	3, 030	1, 232	26, 601	600
新法	284, 227	152, 123	69, 972	1,781	60, 351	•
(再掲)基礎あり	218, 426	150, 716			12	•
国民年金 計	35, 035, 368	32, 070, 324			89, 985	•
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	8, 200, 611	6, 039, 388		1, 598, 949	31, 040	•
旧法拠出制	1, 085, 360	596, 217	433, 672	45, 583	9, 888	•
新法基礎年金	33, 950, 008	31, 474, 107	500, 519		80, 097	•
(再掲) 基礎のみ	8, 150, 808	, ,		1, 595, 956	27, 442	
(再掲)基礎のみ共済なし	7, 115, 251		97, 562	1, 553, 366	21, 152	•
福祉年金	94	94	•	•		•
合 計	44, 897, 160	34, 035, 230	3, 223, 836	2, 104, 374	5, 509, 799	23, 921

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険 者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期 要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
 - 2. 新法老齢厚生年金 (第1号) のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
 - 4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
 - 5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
 - 6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
 - 8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。
 - 9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、 基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

- 平成30年8月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者の 年金総額は、49兆2千億円であり、前年同月に比べて、6千億円(1.2%)増加している。
 - 注. 厚生年金保険(第1号)受給(権)者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。

(単位<u>: 百万円)</u> 老齢給付 障害年金 遺族給付 通算老齢年金 老齢年金 通算遺族年金 遺族年金 · 25年以上 • 25年未満 厚生年金保険(第1号) 計 25, 784, 378 2, 488, 154 304, 451 5, 459, 619 6, 418 17, 525, 73 旧共済組合を除く 17, 153, 814 2, 471, 10 5, 358, 616 25, 291, 358 301, 548 6, 276 121, 860 2, 348, 740 1, 178, 786 41, 560 6, 149 24, 063, 300 16, 454, 449 257, 593 5, 002, 518 (別掲) 基礎年金 17, 082, 365 9, 279, 474 7, 511, 267 226, 495 65. 130 船員保険 (旧法) 49, 273 27,004 506 2, 396 19, 241 旧共済組合 計 493, 020 371.92 17. 049 2.903 101.003 143 229, 239 31, 160 143 1, 44 新 法 263, 781 177, 222 15,606 1, 111 69, 843 (別掲) 基礎年金 161, 784 89, 233 国民年金 計 1,679,569 23, 415, 838 21, 433, 470 213, 566 (再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年 3, 647, 516 120, 819 1, 389, 89 旧法拠出制 436, 513 293, 127 98, 89 39, 995 4, 495 新法基礎年金 22, 979, 325 21, 140, 343 114,670 1, 639, 574 84, 737 (再掲) 基礎のみ 5, 511, 449 28, 597 4,074,718 22, 087 1, 386, 047

表 3 制度別受給者年金総額

注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。

3, 354, 389

38, 959, 244

21, 92

2, 701, 720

1, 349, 901

21, 747

4, 747, 959

49, 200, 254

2. 年金総額には一部停止額を含む。

(再掲) 基礎のみ共済なし

- 3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が 発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者の 年金総額である。
- 5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成 27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の年金総額である。
- 6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、 基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

○ 平成30年8月末の厚生年金保険(第1号)の適用事業所数は228万事業所であり、 前年同月に比べて11万事業所(5.0%)増加している。

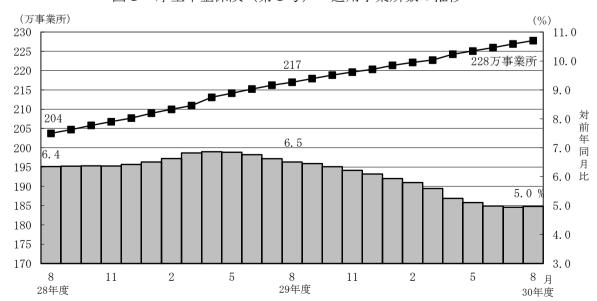
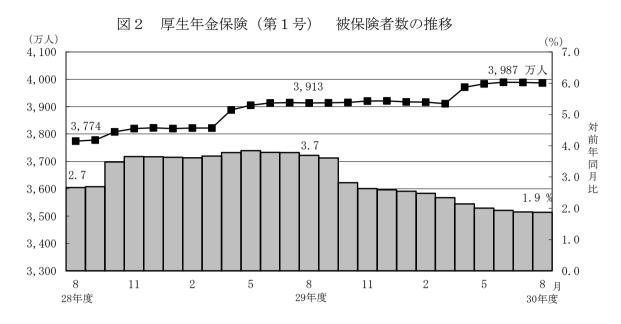
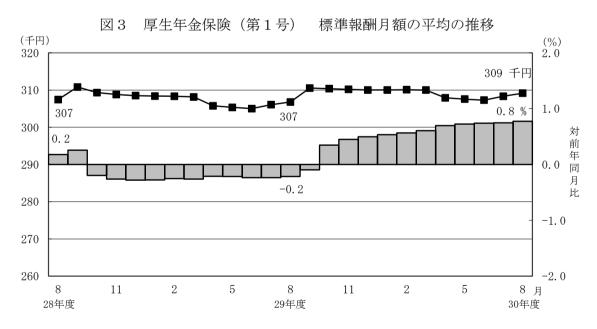


図1 厚生年金保険(第1号) 適用事業所数の推移

○ 厚生年金保険(第1号)の被保険者数は3,987万人となっており、前年同月に比べて73万人(1.9%)増加している。内訳をみると、一般男子が2,472万人(対前年同月比31万人、1.3%増)、女子が1,509万人(対前年同月比43万人、2.9%増)、坑内員が6百人(対前年同月比29人、4.9%減)、船員が5万人(対前年同月比35人、0.1%減)である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者の標準報酬月額の平均は、30万9,158円となっており前年同月に比べて0.8%増加している。内訳をみると,一般男子は35万1,036円(対前年同月比0.7%増)、女子は24万215円(対前年同月比1.3%増)、坑内員は34万7,536円(対前年同月比2.3%増)、船員が40万467円(対前年同月比1.1%増)である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者に係る賞与支給事業所数は28万事業所、賞与支給被保険者数は388万人、標準賞与額の平均は28万1,657円となっている。

(2) 給付状況

- 平成30年8月末の厚生年金保険(第1号)受給者数は3,523万人(旧法厚年分112万人、新法厚年分3,367万人、旧法船保分2万人、旧共済分41万人)で、前年同月に 比べて85万人(2.5%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,928万人(旧法厚年分74万人、新法厚年分2,822万人、旧法 船保分1万人、旧共済分32万人)で、前年同月に比べて77万人(2.7%)増加している。
- 障害給付の受給者数は43万人(旧法厚年分4万人、新法厚年分39万人、旧法船保分 1千人、旧共済分3千人)で、前年同月に比べて9千人(2.1%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は551万人(旧法厚年分35万人、新法厚年分506万人、旧法船保 分1万人、旧共済分9万人)で、前年同月に比べて7万人(1.4%)増加している。

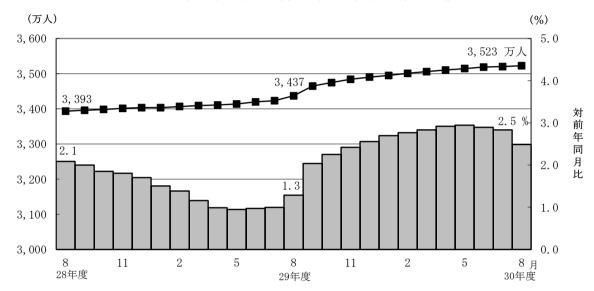


図4 厚生年金保険(第1号) 受給者数の推移

○ 平成30年8月末の厚生年金保険(第1号)の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万6,510円となっている。

○ 平成30年8月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号) の受給権者数は5万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は25万人 となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険(第1号)の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

				失 業 給 付									
			件数 (人)			総停止年金額 (千円)			平均停止月額(円)				
			計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満		
平成	30年	3 月	42, 203	25, 601	16, 602	26, 266, 500	22, 712, 315	3, 554, 185	51, 865	73, 930	17,840		
		4 月	41, 201	24, 755	16, 446	25, 348, 375	21, 849, 807	3, 498, 567	51, 270	73, 554	17, 728		
		5 月	48,050	29, 524	18, 526	29, 791, 344	25, 839, 979	3, 951, 365	51,667	72, 935	17,774		
		6 月	52, 210	32, 090	20, 120	32, 224, 797	27, 994, 044	4, 230, 753	51, 435	72, 697	17, 523		
		7 月	52, 402	32, 219	20, 183	32, 181, 651	27, 961, 098	4, 220, 553	51, 178	72, 320	17, 426		
		8 月	51, 197	31, 554	19,643	31, 886, 758	27, 818, 493	4, 068, 265	51, 902	73, 468	17, 259		

			高 年 齢 雇 用 継 続 給 付									
			件数 (人)			高年齢雇用継続給付による停止総額(千円)			平均停止月額(円)			
			計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	
平成	30年	3 月	251, 163	240, 134	11, 029	32, 708, 074	31, 650, 604	1, 057, 470	10,852	10, 984	7, 990	
		4 月	252, 039	241, 195	10,844	32, 851, 070	31, 813, 870	1, 037, 200	10,862	10, 992	7, 971	
		5 月	244, 359	233, 904	10, 455	31, 782, 067	30, 798, 918	983, 148	10, 839	10, 973	7, 836	
		6 月	244, 306	233, 985	10, 321	31, 885, 954	30, 911, 019	974, 935	10,876	11,009	7, 872	
		7 月	248, 487	237, 955	10, 532	32, 490, 262	31, 489, 044	1,001,218	10, 896	11,028	7, 922	
		8 月	250, 637	239, 967	10,670	32, 765, 144	31, 747, 607	1,017,537	10, 894	11,025	7, 947	

3. 国民年金

(1) 適用状況

○ 平成30年8月末の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、1,453万人となっており、前年同月に比べて47万人(3.2%)減少している。内訳をみると、男子は753万人(対前年同月比22万人、2.9%減)、女子は700万人(対前年同月比25万人、3.4%減)である。

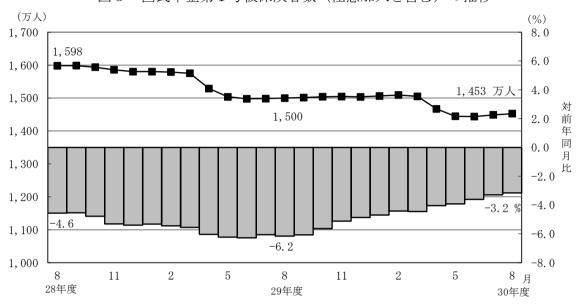


図5 国民年金第1号被保険者数(任意加入を含む)の推移

○ 第3号被保険者数は860万人となっており、前年同月に比べて21万人(2.4%)減少している。内訳をみると、男子は11万人(対前年同月比1千人、1.3%増)、女子は849万人(対前年同月比21万人、2.4%減)となっている。

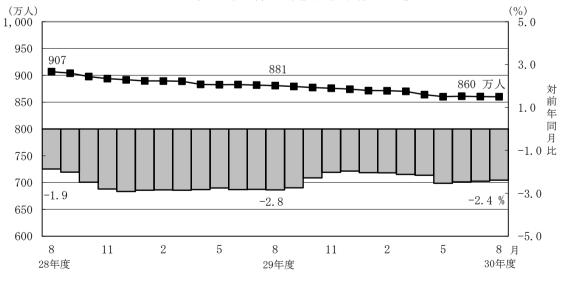


図6 国民年金第3号被保険者数の推移

(2) 給付状況

- 平成30年8月末の国民年金受給者数は3,504万人(旧法拠出制109万人、基礎年金 3,395万人)で、前年同月に比べて87万人(2.5%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,300万人(旧法拠出制103万人、基礎年金3,197万人)で、 前年同月に比べて83万人(2.6%)増加している。
- 障害給付の受給者数は194万人(旧法拠出制5万人、基礎年金190万人)で、前年同月に比べて4万人(1.9%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人(旧法拠出制1万人、基礎年金8万人)で、前年同月 に比べて2千人(2.4%)減少している。

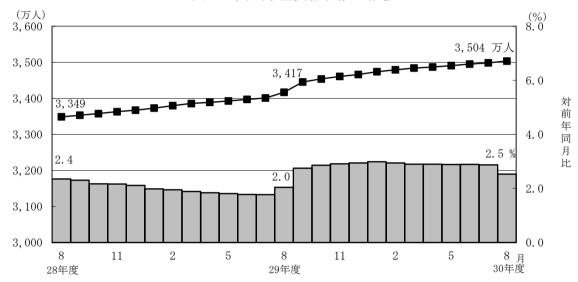


図7 国民年金受給者数の推移

○ 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、平成30年8月末で 5万5,694円となっている。

老齢年金・25年以上の新規裁定者(受給者)の平均年金月額は、5万3,232円 となっている。

○ 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、8月は新規裁定者1万5千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は6.4%である。なお、平成29年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.1%となっている。